|  |  |
| --- | --- |
| **【別紙4.1.1】発行会社及び経営株主による表明及び保証**   1. 経営株主に関する表明及び保証 2. 授権   経営株主は、本契約の締結及び履行のために必要な権限及び権利能力を有している。   1. 本契約の有効性及び執行可能性   本契約は、経営株主により適法かつ有効に締結されており、他の当事者より適法かつ有効に締結された場合には、経営株主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い経営株主に対して強制執行が可能である。   1. 違反の不存在   経営株主による本契約の締結及び履行は、（i）経営株主に適用ある法令等に違反するものではなく、（ii）経営株主に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、（iii）経営株主が当事者となっている他の契約等に違反するものではない。   1. 法的倒産手続の不存在   経営株主に対して法的倒産手続は開始されておらず、経営株主又は第三者によりかかる手続開始の申立てもなされておらず、また、かかる申立ての原因も存在しない。   1. 反社会的勢力   経営株主は反社会的勢力ではなく、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していない。   1. 発行会社の株式に関する表明及び保証 2. 発行済株式   本株式払込みの直前時点において、発行会社の発行可能株式の種類及び総数は、普通株式○株であり、そのうち発行済株式の総数は○株であり、そのすべてが適法かつ有効に発行され、全額払込済みである。かかる発行済株式を除き、発行会社は、いかなる株式も発行しておらず、また、自己株式を保有していない。   1. 新株予約権等の不存在   本契約及び本株式を除き、発行会社に対して、追加的に株式を発行又は処分することを義務付けることとなる、株式等、決議又は契約等は存在せず、また、発行会社に対して、発行会社の株式等の全部又は一部を買い受け又は取得させることを義務付けることとなる株式等、決議又は契約等は存在しない。   1. 株式に対する権利   経営株主は発行会社の発行済株式の全てを適法かつ有効に所有しており、経営株主以外に発行会社における実質的かつ株主名簿上の株主は存在していない。経営株主は、発行会社の株主としての権利（発行会社の株式の譲渡、保有、議決権の行使を含む。）に関して、投資家以外の者との間でいかなる契約等も締結していない。発行会社は株券発行会社ではない。   1. 株式に対する負担   発行会社の発行済株式全てには譲渡担保権、質権その他の担保権が存在しておらず、また、投資家は、本株式払込みにより、本株式について、担保権その他の負担（本株式に係る発行会社の定款上の定めを除く。）のない完全な所有権を取得する。   1. 発行会社に関する表明及び保証 2. 設立及び存続等   発行会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有している。   1. 授権   発行会社は、本契約の締結及び履行のために必要な権限及び権利能力を有している。また、発行会社は、本契約の締結及び履行について、適用ある法令等及び定款その他の社内規則上必要となる手続を適時に全て履行している。   1. 本契約の有効性及び執行可能性   本契約は、発行会社により適法かつ有効に締結されており、他の当事者により適法かつ有効に締結された場合には、発行会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い発行会社に対して強制執行が可能である。   1. 違反の不存在   発行会社による本契約の締結及び履行は、（i）発行会社に適用ある法令等に違反するものではなく、（ii）発行会社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、（iii）発行会社に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、（iv）発行会社が当事者となっている他の契約等に違反するものではない。   1. 法的倒産手続の不存在   発行会社に対して法的倒産手続は開始されておらず、発行会社又は第三者によりかかる手続開始の申立てもなされておらず、また、かかる申立ての原因も存在しない。   1. 子会社等の不存在   発行会社には、子会社及び関連会社は存在しない。   1. 計算書類等の正確性   発行会社が投資家に開示した発行会社の貸借対照表、損益計算書その他の計算書類及びその附属明細書（以下「本対象計算書類」という。）は、日本において一般に公正妥当と認められる会計会計の基準に準拠し、当該対象期間中において一貫した基準により作成されたものであり、その各作成基準日及び各対象期間における発行会社の財産状態及び経営成績を正確かつ適正に表示している。   1. 簿外債務等の不存在   発行会社には、本対象計算書類に表示されている債務及び直近の確定済の計算書類に係る事業年度末日である○年○月○日（以下「基準日」という。）以後における発行会社の通常の営業の範囲内において生じた債務以外には、総額○万円を超えて、いかなる債務（種類、偶発的か確定的か、会計上発生済みか未発生か、認識されているか否か、簿外債務か否か、発行会社の作為・不作為に起因するか否かを問わない。）も発生しておらず、それらが将来発生する原因となる事由も存在しない。   1. 重要な変更の不存在   発行会社において、基準日以降、発行会社の事業、資産、負債、損益の状況に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象は発生していない。   1. 重要な資産   発行会社は、その事業を行うために必要となる重要な資産を適法かつ有効に所有し又は使用する権利を有している。かかる資産は、通常の使用による損耗を除き、発行会社における通常の業務過程において支障なく稼動しており、所定の目的に使用するために適した状態にある。   1. 契約等   発行会社が締結している事業上重要な契約等は、全て適法かつ有効に締結されており、当該契約等の当事者に対して法的拘束力を有し、その条項に従って執行が可能である。かかる契約等のいずれについても発行会社に債務不履行事由等に該当する事由は発生していない。   1. 関係者間取引   関連当事者間取引概要書に記載されたものを除き、発行会社と関連当事者との間の債権債務は一切存在せず、発行会社と関連当事者との間に取引又は契約等は一切存在しない。   1. 許認可等   発行会社は、その事業を遂行するために必要なすべての許認可等を適法かつ有効に取得かつ維持している。発行会社は、かかる許認可等を維持するために必要な条件及び要件を遵守してその事業を遂行しており、許認可等が変更され、停止され、取り消され、無効とされ又は更新が拒絶されることとなる事由は存在しない。   1. 法令等の遵守   発行会社は、その事業の遂行に関し、適用のある法令等に違反しておらず、また、司法・行政機関等の判断等に違反していない。また、かかる違反の疑いについて、司法・政府機関等その他の第三者から、指導、勧告又は調査を受けておらず、通知その他の連絡も受けていない。   1. 役職員   発行会社は、労働基準法その他の労働関連の法令等を重要な点において遵守しており、労働基準監督署から過去に指摘された事項については全て是正を完了している。発行会社は、その役職員に対する報酬又は給与、その他役職員に対して支払うべき金銭等の支払義務を全て履行しており、発行会社とその役職員との間に、労務・人事に関する訴訟等その他の紛争は存在していない。発行会社には労働組合は存在しない。発行会社は、役職員に対して特別な利益の提供を行っておらず、通常の雇用条件以外に報酬、給与等の経済的利益を提供する義務を負っていない。   1. 公租公課   発行会社は、法人税、住民税、事業税、固定資産税その他の公租公課（法令等上要求される健康保険、厚生年金又は国民健康保険、国民年金等の社会保険料及び労災保険、雇用保険等の労働保険料を含むがこれらに限られない。）について適法かつ適正な申告その他の手続を行っており、かつ、発行会社が支払義務を負う公租公課につき、法令等に従って適時にその支払いを完了している。発行会社は、提出すべき公租公課に関する申告書、報告書その他課税当局に対する書類を適時に適法かつ適正に提出している。発行会社が源泉徴収又は回収義務を負う公租公課等については、そのすべてが適法かつ適時に源泉徴収又は回収され、所轄の税務当局への支払いが期限までに行われている。   1. 訴訟等の不存在   発行会社又はその取締役に対する、発行会社の事業、資産、負債、損益の状況に悪影響を与えうる訴訟等は係属しておらず、かつ、発行会社が第三者に対して提起し現在係属中である訴訟等及び提起を予定している訴訟等は存在しない。   1. 反社会的勢力   発行会社並びにその役職員及び株主は反社会的勢力ではなく、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していない。   1. その他の表明保証 2. 情報の正確性及び完全性   経営株主及び発行会社が、投資家に開示した情報（口頭により提供されたものを含む。）は、重要な点において、真実かつ正確であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていない。   1. 事業計画   発行会社が投資家に交付した事業計画書は、当該計画を正確なものとしかつ信頼できるものとするために必要又は適切な関連事実及び合理的前提に基づいて作成されている。  **【別紙4.1.2】投資家の表明及び保証**   1. 授権   投資家は、本契約の締結及び履行のために必要な権限及び権利能力を有している。また、投資家は、本契約の締結及び履行について、適用ある法令等及び社内規則上必要となる手続を適時に全て履行している。   1. 本契約の有効性及び執行可能性   本契約は、投資家により適法かつ有効に締結されており、他の当事者より適法かつ有効に締結された場合には、投資家の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、法令等によりその履行が制限される場合を除き、各条項に従い投資家に対して強制執行が可能である。   1. 違反の不存在   投資家による本契約の締結及び履行は、（i）投資家に適用ある法令等に違反するものではなく、（ii）投資家の社内規則に違反するものではなく、（iii）投資家に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、かつ、（iv）投資家が当事者となっている他の契約等に違反するものではない。   1. 法的倒産手続の不存在   投資家に対して法的倒産手続は開始されておらず、投資家又は第三者によりかかる手続開始の申立てもなされておらず、また、かかる申立ての原因も存在しない。   1. 反社会的勢力   投資家並びにその役職員及び出資者は反社会的勢力ではなく、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していない。  **【別紙5.4】投資家の事前承諾事項**   1. 定款変更 2. 剰余金の配当（但し、投資家への配当を除く）、自己株式の取得 3. 募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の発行又は処分 4. 株式の分割又は併合 5. 1件につき○万円を超える権利又は資産の取得、譲渡、放棄その他の処分 6. 発行会社及び関連当事者との間の取引であって、独立当事者間における通常の取引条件と同水準の取引条件を逸脱する内容の取引 7. 1年あたり総額○円を超える役員に対する報酬等（退職慰労金を含む）の支払い 8. 1件につき○万円を超える借入れ、リース、債務保証、債務引受けその他の債務負担行為 9. 社債の発行 10. 1件あたり○万円を超える第三者に対する出資又は融資その他の投融資、及び既存の投融資の重要な条件変更 11. 発行会社の資産への抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保の設定 12. 新規事業の開始、事業内容の変更、既存事業の全部若しくは重要な一部の中止又は終了、業務上の提携又は解消 13. 子会社若しくは関係会社の設立、又は他の会社の株式若しくは持分の過半数の取得 14. 合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡その他の組織再編行為 15. 解散、清算又は法的倒産手続開始の申立て   **【別紙5.5.1】投資家への事前通知事項**   1. 主要取引先又は金融機関の変更又は取引停止 2. 第三者に対する訴訟等の手続の開始 3. 個別の役員への報酬等の額の決定又は変更 4. 事業所又は支店の開設、変更、廃止 5. 取締役会規程その他の重要な社内規程の制定、変更又は廃止 6. 発行会社の事業、業務、資産、負債、損益の状況、又はその事業の見込みに重大な影響を及ぼすおそれのある取引又は行為   **【別紙5.5.2】投資家への事後通知事項**   1. 災害若しくは業務に起因する重大な損害の発生、又はかかる損害を招来するおそれのある事象の発生 2. 発行会社の支払停止若しくは支払不能又は手形若しくは小切手の不渡り 3. 発行会社に対する、法的倒産手続開始の申立て 4. 債権者による、発行会社の債務の免除、利息の減免若しくは期限の猶予の供与、又は第三者による発行会社の債務の保証、引受又は弁済 5. 発行会社、その役職員、株主又は取引先が反社会的勢力と関係している若しくは関係していた事実又はそれらの疑いの判明 6. 発行会社に対する、訴訟等の手続の開始 7. 監督官庁による営業停止、営業認可若しくは登録の取消処分、指導、又は調査 8. 発行会社の事業計画の実現に変更を招来するおそれのある事項 9. 発行会社の事業、業務、資産、負債、損益の状況、又はその事業の見込みに重大な悪影響を及ぼすおそれのある事項 | **～　解説　～**  別紙4.1.1、別紙4.1.2、別紙5.4、別紙5.5.1及び別紙5.5.2はいずれもサンプルになります。  発行会社及び経営株主の表明及び保証の内容として別紙4.1.1に記載された各事項が真実又は正確ではない場合、発行会社及び経営株主は本契約上の責任を負うこととなりますので、別紙4.1.1の内容についてはよく検討のうえ、必要に応じて専門家に相談しながら検討してください。  また、別紙5.4は一定の行為を行う場合に投資家の事前の承諾が必要なもの、別紙5.5.1及び別紙5.5.2はそれぞれ一定の行為や事象が発生した場合に投資家への事前の通知又は事後の通知が必要なものを規定しています。資金を提供する投資家からは一定の範囲内での経営への関与を求められることが多いところですが、どの範囲内において経営への関与を認めるか否かについては、よく投資家と協議をし、必要に応じて専門家と相談しながら検討してください。 |